

1972 年第 98 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 5 月 11 日(第 20 日目) 午前 10 時 5 分開議
午後 3 時 56 分散会

2. 出席議員(20 名)

1 番 伊 佐 徳 次 郎	2 番 島 徳 吉
3 番 大 川 正 雄	4 番 天 久 盛 雄
5 番 宮 城 正 光	6 番 新 藤 仁 正
7 番 宮 城 仁 政	8 番 又 吉 正 弘
9 番 宮 城 敏 行	10 番 比 嘉 守 盛
11 番 安 次 富 盛 信	12 番 崎 間 正 篤
13 番 棚 原 盛 信	14 番 仲 村 春 信
15 番 山 本 朝 保	16 番 武 島 行 男
17 番 多 和 田 真 一	18 番 大 川 昇
19 番 玉 那 覇 行 昭	20 番 伊 佐 豊 仁
21 番 比 嘉 義 定	22 番 古 波 蔵 清 次 郎

3. 欠席議員(/ 名)

11 番 安次富盛信

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 砥 安 一
収 入 役 興 盛 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 棚 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 栄
建設課長 高宮城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

宜 野 湾 市 議 会

水道部長 仲村 春 盛

営業課長 奥 里 将 弘

会計課長 天 久 実

工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男

庶務係長 飯 屋 毅

議事係長 島 袋 真 由

書記 仲 村 春 夫

書記 比 嘉 定 治

6. 議事日程 (第 20 号) 1972 年 5 月 11 日 (木 曜)

日程第 1 議案第 28 号 昭和 41 年度 宜野湾市 一
般会計予算

日程第 2

日程第 3

日程第 4

議長

只今より第98回宮野湾市議会定例会第20
日目の本会議を開きます。

本日の日程は先程にお配りしております。
議事日程表(第20号)の通り進めてまいります。
(午前10時5分)

議長

休憩いたします。(午前10時6分)

議長

再開いたします。(午前10時15分)

議長

日程第1議案第98号 昭和47年度宮野
湾市一般会計予算を議題といたします。

議長

支入の1款から質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前10時15分)

議長

再開いたします。(午前10時20分)

9番

新しい市税条例は可決した訳でござい
ます。経過措置等の関係で現行の予算に計

とされている滞収繰越分にして又現年度の
の調定額にして現行法で、いう市の条例
とある。また5月15日以降の市条例との
関連で現行に計上されている滞収繰越
分は、いつの時点で不収入繰に充てるもの
があるか。5月14日で（聴取不能）、それとも
又、6月末で、計上するものか。

税務課長

お答えいたします。滞収繰越分については、
これは、5月14日まで、以後の分については、繰
越ということになります。時効については、申し
言いたくないんですが、まだこれについては、充分
わかりません。後ほど、お答えしたいと思
います。

9番

今の税務課長の説明によりますと、14日以降
は、滞収繰越なるにと、しかし、それから時効
の分が不明確である以上は、これは予算編
成の面で、むづかしい面があると思ふんです。
それとも現行の調定数は、いつの時点の調定
額であるか。この予算に現年度分とあつた税
の調定額は、いつの時点のものをあてて予算に
計上してあるのか。

税務課長

これは、5月14日でござります。

9番

ということは、事業税等は、まだ確定申告の段階でございそうですが、それを見こして計上されている訳でございしますか。

税務課長

この事業につきましては、当然見こしてございしますが、この分は5月14日以前賦課すべき、或いは徴収すべきものについては、今市を通り市町村の賦課徴収をしておりますので、この分については、予算に計上してございします。

9番

私が聞いておるのは、確定申告は終了済みと思っておりますが、これを見こして計上してありますか。

税務課長

はい、ございします。

9番

これら、見込するという二点に付する点、どの位お立ておられますか。

税務課長

事業税の個人の分については、固定見込み額が、184,800円を固定見込み額におさめまして、これが個人の分でございます。その90%を予算の収入見込み額と計上してございします。

尚又法人の分もございしますが、これについては、各段階別がございします。その合計はまだ出してございせんか。その他はまだ出してございせんか。何れ世については、これについても先般申し上げましたように5月14日以前に決算に決まる分については、市町村も徴収がございしますので、例年の今までの実績をおさえて頂くね。これまでに決算の決まる法人についての調査をしておいてございします。

9 番

助役さんにお聞きしたいんですけど、現在未調査の段階で、5月15日以降に向けて徴収する義務が生じますか。現在未調査の段階で、5月15日以降賦課、徴収と。

助役

はい。法人税につきましては、5月14日以前にいわゆる決算の決まる法人につきましては、これから納期は2ヶ月ということになりますので、その2ヶ月の納期は勿論復帰後に分りますけれども、これについては、市町村の旧税法によりて市町村の徴収があるということになりますので、当然課税でうつると思っております。

9 番

というようにする。先き税務課長に聞いた不納欠損の時効の期限は明らかになりますか。

助役
時知については、別に税法上は全く同じ
ではないかと。

9番
ということは5月14日に打ち切るという訳
ですか。

助役
いや、時知のことについては、別に経過措置
はないんじゃないかと思いますが、そのまゝ1日
の税法の通り、本土法も同じようになるかと
は思っておりますが。

9番
ということは5月末ということになる訳ですか！

助役
課税してから5年ですが、というおめは、かめ
りはないと思います。

1番
23項の1款1目 市民税、本年度予算額が
77,316,000円、前年度予算との比較が、3,7
86,000円の減にしておりますが、減になって
いる理由について、ご説明願います。

税務課長
お答えいたします。これについては、先だって、

お話し申し上げましたように本土の会計年度
と異なるために新年度は12月の9ヶ月1ヶ月
の所得を12分の9、これを賦課するもので
1ヶ月分は減らしたということになります。
平常ならば12ヶ月の所得をみる訳ですが、次
の年度で本土の会計年度を歩調を合わせるた
め、9ヶ月・12ヶ月した場合にだぶりますので
1ヶ月分は12分の9ヶ月分ということになります。
減らした訳でございます。

1番

2項の固定資産が、25,674,000円増にな
っておりますが、どういった原因で増になってお
るのか。

税務課長

これは、固定資産の増減となる各々の固定
資産については、1ヶ月分が多くなったというこ
とになります。

1番

なっていることは、予想している訳でござ
いますか。

税務課長

はい

1番

税率は、.....

税務課長
同率でございます。

1 番
総予算に対する収入の自主財源は何パーセントにあたいますか。できずれば、総予算又教育予算の

税務課長
は、よりした数字はわかりませんが、10. 何パーセントで。

1 番
教育予算を削除した場合はいくらになりますか。

税務課長
13. 8パーセント、

1 番
今の自主財源が、市予算に占める割合が、10パーセント。例年の予算から見た場合の13. 8パーセントが、1割自治本土で占める割合というふうに言われている中に、昭和47年度の本市の予算は、1割自治という大要、自主財源の確保をすべきでありますが、その要因はどこにありますか。市長さんお願ひ致します。

市長

お答え申し上げます。1割自治の原因は
やはりただ市民が貧困である。

1番

貧困であるので、自主財源の確保ができな
いという意味でございますか。貧困の一言に
つくる言でございませう。

市長

結論からいって、それだけ貧しいというこ
とになりますが、例を上げますと、宜野湾市には、
いう企業もないから、それに対する商業の
は、地味としては、これというものがなく、殆んど
消費であるということでございます。

1番

市長は、昭和47年度の予算を編成するに当
て、市民が貧困であるので、それでは、やむを得ない
んじゃないかというのを考えながら、おられる言で

市長

特に沖縄県民の中に、宜野湾市だけが、
それ以下でございしたら、おっしゃる通りでござい
ますが、沖縄全島をながらました場合、県下
の中には、1割自治としては、1部位は、いいん
じゃないかと。

1番

1部位は、いいんじゃないかと。これからむ

をしないので、ただ貧困であるので、自治体
でもいいんじゃないかという市長の姿勢では大
変なところだと思いますが、今後どのように自
主財源の確保を念頭に置いてやっていく
つもりですか。

市長

皆様方のご協力を得て、そういう自主財源
のむと、豊かに市民生活ができるように努力して
いきたいと思います。

議長

休憩いたします。(午前10時35分)

議長

再開いたします。(午前10時36分)

4番

市税の方で、先程も質疑がございましたが、
不収入増額によって、おと3の増と人増は
どのくらいあるかですね。今度、増額にかかる
のかあるかどうか。

税務課長

これについては、まだ決算してございませんので、
今のところ、

4番

決算が終わってから、この予算上には、

税務課長

入っておりません。

4番

入っている。決算時にしめ分らぬ誤で税
手算にすれば、全然見込まれてはいない誤で
ある。

8番

軽自動車税の滞納繰越命令が出てお
りますか。これは税を徴収する場合には登
録する場合にやっておりますか。

税務課長

登録する場合には、やっております。
これは、陸運課から資料を求めましてなう
いうことでございます。

8番

これはどういったようなもので滞納が出て
おりますか。車は持っている訳でしょう。

税務課長

この辺かですね。一番のポイントは普通の
自動車税のように登録と同時に徴収すれば
結構でございますが、これ何うに登録し
て、それで、何へ出張して調べて、その時点で
は、住所の確認が第一に因ると移動がほ
い、い、誤です。それで、把握がむづかしいという

これが一番難業でございます。

8 番
(聴取不能)

税務課長

これについては、はっきりしたことはございせんが、いずれは車至自動車もこの検査が必要というところのようでございしますので、その時にどうなれば徴収又については100% 見込められんやないかとどうも考えは持ててございます。

4 番
この予算は新しい税法を適用する訳でね。

税務課長
左様でございます。

4 番
この場合に旧法でいう税というものが、現年
度も課税されているのか。

税務課長
これについては、先程お答えいたしましたように、
この法人の場合です。今度の場合には、法人が決算
2ヶ月と、法人が決算後
3ヶ月以内というところでございしますので、それまでは
終了決算については、市町村は賦課徴収というこ

とでございます。

4番

個人の分ですか。

税務課長

個人もやはりでございます。

4番

これはできる訳でございますか。

税務課長

やはりでございます。

4番

そういうものは措置の特例がきておりますか。

税務課長

これについてはですね。琉球政府の承継等
という点でございますけれども、どういふものかと
申し上げますと、この法律の施行の際、琉球政
府が有している権利及び義務のうち、沖縄
法令の特例により琉球政府が課したも
しくは、課すべき又は還付すべき地方税に
かかるものは、そのときにおいて沖縄県が承継
する。次に地方税の規定で政令で定めらる
は、県税相当琉球政府及び沖縄の市
町村が課したもしくは、課すべき又は還付
すべき。市町村税に係る徴収、納付、処分。

還付不取申し立て、かんがい、取合、その他
の行為の手續に關する事項について、
用事という事でござりますので。

4番
でござりますか。

税務課長
はい、なうでござります。

14番
個人市民税について、この予算を出した担
当課長として、個人市民税の所得の伸び
率は何パーセント見ておられますか。

税務課長
お答えいたします。なうについては、13何%
でございまして、宜野湾市は私にいたしまして
は、10%伸長だということ、把握してござい
ます。

14番
税務課長 現在までの調定は、いくらでございま
すか。

税務課長
4月、お出ししてございませんで、3月までの調
定で、いいますと、867.61が調定でござ
います。

14番

10%の所得の面で、なされておられますけれども、現年度がドルにして80,000ドル位いれ減になつておられますが、この税目はミスしなと云えらるる訳ですが、それ以上は見込まれないというてですか。

税務課長

これについては、先程申し上げました調定額が、新年度については、事業税、大きい事業税とそれから、不動産取得税、それのございませんで、その分については、減というところが云える訳でございます。

14番

法人の分が14万14も減になつておられますが、これは、4.5.6の決算してどの位になりますか。

税務課長

のちほどお答えしたいと思つてます。

14番

29-4万も法人の所得割が減になつた原因はどこにありますか。

税務課長

税率の改正でございます。そのためにその分が落ちたのでございまして、

議長

1款も含めて2款の地方譲与税3款
の自動車取得税交付金、4款国庫提供
施設等所在市町村助成交付金、5款の
国庫提供施設等所在市町村調整交付
金、6款の地方交付税、7款の交通安全
対策特別交付金まで質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前10時54分)

議長

再開いたします。(午前10時54分)

9番

4.1.1と5.1.1の基準或いは基礎となる
のは、どういふのがあつか、どういふ意味でこうい
う二つの種類があるのか

総務課長

お答えいたします。これにつきましては、予算の
提案の際もご説明したとおりでございますが、
基礎となる数字につきましては、軍用地
の非細分地料を基礎としてござります。4
款につきましては、非細分地料と同額を
計上してござります。5款につきましては非
細分地料の4倍を計上してござります。と
申し上げるのは、これは、かような法律はござ
いますけれども、あくまでも予算の範囲内で政

府の方から支給すると、4款にうごましては
基地交付金でございまして、これは固
定資産税に該当する金額というふうに
お聞きをしておりますけれども、また具
体的に基地の資産の評価につきましては
よく存じておりませんので、一応4款に
ついては、非組合地料と同額、5款につ
きましては、非組合地料の4倍を計上し
ているとさせていただきます。

9番

お聞きを聞きたいのは、今大まかにことはよく
分かりますけれども、非組合地料の現行の額
をお示しを計上ということですか。

総務課長

新たに地料の改訂に伴う額の算定でござい
ます。

9番

最近、ある程度の話し合いがつかない額です
か。

総務課長

はい。

9番

その額を基礎にした。

総務課長
はい。そうです。

4番

5款の方の国府提供施設等所在市町村は
調整交付金というものは何か算定の基礎
があると思っておりますが、その基礎にむとづいて、
非細分地料の4倍というものは、これはどういうこと
ですか。

助役

これにつきまして、算定の根拠は別に法的
に明示されておらず、ございませぬので、過去の
実績にむとづいてございませぬし、この見積りについては、
非常に苦慮いたした訳でありますけれども、
実際問題としまして、これを算定する基礎は
ない訳であります。我々としては、抑えてありま
せんけれども、なぜこのように見積りをしたかとい
うことでありますけれども、先き総務課長の
説明と重複いたしますけれども、基地交付金に
つましては、非細分地料と同額にしようと
これは、基準財政収入額に見積られる
訳でございませぬ。というものは、交付税を関連
がしてくる訳であります。これが多いと交付
税が減るという結果になる訳であります。
しかし、5款の方におきましては、これは基準
財政収入額に算定されは、ない訳であります。
そういうことで、国の予算総額を見まして、我
々が知っている今の情報によりますと、非細分

令地材が1億4千万円から基地交
付金で、これは全国分じゃないかと思っ
ております。17億だと思っておりますが、それから
5款の方の13億7000万円と予算総額を聞
いておりましたので、それから累計いたしました場
合に1億7000万円に計して、2200万円も見てお
りましたので、それから大体推定いたしましたので
この5款においては、基準財政収入額と関
係いたしましたので、仮定をいいたくないので
あくまでも推計で、一応でございまして、こ
れは実績でもございまして、どうしてもこれ以上
の説明はできませんので、その実績をみま
していただいてお正をいたして、そのときに補
正をいたしました。とこのように考えておりました。

4番

沖縄が13億余りというところでございまして、
増えた場合にこの額より増えるという見
積りの考えであるか、或いは減るというよう
な予想であるか、これは現段階では分らん
という考えであつたのですか。

加役

は、より申し上げて、確信をもち、これだけ
多くなるとは、はっきりいえませんけれども、
個人のみの便解としては、もう少し出てくるん
じやないかというふうに、一応は考えてお
ります。

4番

この額が、はまり分る時期はいつであるか。

助役

だから、これが、我々にも分かりませんので、
それで、地方課長に問い合せてもですね。全
然、今も三分は分らんと算定の方法も分ら
ないという事で、算定の方法も分らないと
いう事で、現段階においては、このよう
なわけかまはしき課です。

4番

これは、単なる架空としか受けとれない課ですが、
はまりしにむのか、はい、以上は、架空の数字
だと考へる課ですが、所には基礎になる、大
体この位は間違いないと、人日だとか、財
政状況とか、いろいろのがある課ですが、基
地の面積、或いは、値段とか、いろいろ基礎
によって配分するところ、市町村の算分
だ、という話に聞いておりましたが、この場合
にこの(聴取不能)我々は分らないと
いけません、ただ、単なる非組合地の4倍
を計上したという場合には、この場合に(聴取
不能)は、この場合に大きな問題がある
ですね、非組合地の4倍というの、この市
町村のいろいろな出し方をしている課ですか。

助役

いや、各市町村独自のやり方と聞いています。

より巧むた場合には、これは我々自体もや
入で（聴取不能）暗味の場合には非常に
期限の短縮により暗通が出てくる訳である

が、この数字にたいしては、何信をもち、どういふ
ようには考えはあるか、ただ単純な数字を
並べて支入を出のバランスに合わせたといふ
ことには、た場合には問題があるんです
が、大體、この数字に近い数字は間違
いはないだろうといふ確信のあるかどうか。

助役

だから、これは間違についてですね、ある程度の
裏付けがある訳ではございませんので、今のところ確
信といふことはついては、間違いがたいとは或
々は持たない訳であります。

4番

日本の市町村の基地を提供しているところは
従来おと、いろいろ交付金というのはある程度
算定基礎があって、おと配分されている訳
であります。が、いろいろどうは基地がある市町村
に対する配分の方法というのは、ある程度
資料があると思っておりますが、いろいろは全然
参考にしてない訳ですね。

助役

今のところいろいろ資料が全然提出され
ておりませんので、参考にすることはできません
でした。

4番

6款の地方交付税、この面においては、財政需要額とバランス、或いは、財政収入額とか、そういうのは、ある程度基となる款ですね。これにおいては、ある程度付信を待っている款ですね。

総務課長

お答えいたします。これについては、本土の地方交付税を適用した場合の試算をしており、その中で、各人に近い数字は確保できていると思います。

4番

この場合に地方交付税の特別交付税ですが、これ以外の特別交付金ははいりませんが、財政需要の特別交付金は、これは、7款に別項にあり、地方交付税の特別交付税というのはいりませんが、

総務課長

特別交付税というものが、46,000,000 余り計上してございまして、28ページでございまして、

4番

この7款の交通安全対策特別交付金というものは、費目存置にしておりますが、

総務課長

これについては、交通安全対策特別に関する政

今というものが、最近出ているようにござ
いますか、それの計算根拠が示して
おられませんので、一応費用存置してある款
でございます。

4番

これは交通安全対策に使うための特別
収支金ですか。

総務課長

そういうことにはおもうます。

4番

これ以外に使えないということですか。

総務課長

これはまだ十分資料は持っておられま
せんけれども、一応これからどういう算出方法で
するのかわかるということが、よくしませんでしたので、
それにうきましては費用存置、1,000円しか
計上してございません。

4番

最初の場合に結局、それに決まるような
費用が、

総務課長

まだ、そういう具体的に、

4番

いろいろの場合には、いろいろのみに対応する
対策費はいろいろといふのは、

総務課長

一応、安全対策費、中でございね、いろいろふり
はいくらかはや、てありますけれども、交通安全
対策といえる位では、てございませぬ。

8番

4番さんの質疑に関連して、まだわかりませ
んので、お聞いいたします。この4款5款は新
しい費目であります。そこで、新予算を編成
する（聴取不能）市の方では、政社からどのよ
うな指算もいろいろござりましたが、
又、各市町村別々であるというふうなことであ
ります。又、宜野湾市の場合には、（聴取不能）
爆音のたけ）政社からは、全然こういったよ
うな指算はなかった訳ですか。

即後

指算というよりは、我々が一応、同じ合めせに
計であります。どうふうにして、計上した方が、いか
んせん不足を示して、もらいたいと要望した訳で
すけれども、これについては、我々、全然その算
定の根拠を示す訳には、いかんので、で、それ
は、費用を置に、してもらいたいといふのは、一応
政社から、いろいろ話しはありました。

8番

例えば、本土のほうでは、こういう方法でやられておるんだが、基本線は政府としてまだ決めてないので、費用を償還にしてくれということはないか、ということです。

助役

はい、そういうことは、なされておりました。費用を償還にしてくれということはありません。

8番

新しい予算でわかりませんで、おやー三のですね、何軒車重量譲与税の説明の方に補正後の道路の延長というのはどういうことですか。

総務課長

お答えいたします。これは3款ですか、それと申す方ですか。これはですね、道路の延長とか面積にですね、一定の補正係数をかけておるんですね。それに基づいて、単価に基づいて決まっております。例えば、他方譲与税の場合には、4477銭を以て補正後の延長が3.586mと云うふうな一定の算出根拠がある筈でございます。

議長

休憩いたします。(午前11時13分)

議長

再開いたします。(11時26分)

議長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7 款も含めて 8 款 9 款 7 での質疑を許します。

4 番

9 款の使用料及び手数料の4月教育使用料の抑推園授業料というのが、新設されておられますが、これは、どういうものでありますか。

議長

休憩いたします。(午前11時29分)

議長

再開いたします。(午前11時29分)

4 番

これは、授業料というのは、園児1人1ドル当り360円計算ですか。

会計係

30817の計算でございます。

4 番

これは、ドル交換レートによるものですね。

..... 会計係

いります。

4番

いりますと、交換レートが違った場合には
かわる訳ですが。

会計係

かわる訳でございす。これは、条例、規則に
よると思ふんですが、今々とこ入見積り
30814で見積れといふうにでたから、さうい
ううに出してあります。

4番

はい、わかりました。市長に伺いますか。あら
ゆる交換レートによる算出の基礎で予算化
されたものによつては、この新しい30814の
基礎がかわった場合には、これにあつて全
部予算の組みかえられるかどうか。

総務課長

お答えいたします。法的に交換レートでや
らなくちゃいけないわけですが、滞収繰越
金令ですか、税に伴う滞収繰越金令
から、市営住宅の使用料等によつて
は、現在30814で計上してありますけれども、
交換レート比率が確定いたしますと、いふ分
によつては、速やかに補正したいと思つて考
えております。

4番

補正 出るといふことですね。

総務課長

はい、でございます。

4番

8款の消防負担金 これは、世帯別への
 出動金というところについてお聞きですが、過去にこれ
 はありましたか。過去にはあったと思うんだ
 が、入った事例はございますか。

消防長

過去には、ございません。

4番

支入として費用存置でやっておいて、支入
 として戻付したことはありませんか。

消防長

はい、今年度戻付しております。

4番

はい、よろしいです。次に3月の教育負担金
 について、どういった比率でこれは、全額市町村負担
 金であるか、或いは、児童或いは園児が、2割分
 の負担を負担するということであるのかですね。た
 めに、委員会ですと、市議会に示しましては、児童
 1人当たりいくらか負担して、残りを市町村が持

っておいたんですが、この比率があるが、或いは
 金額(市町村)が負担する義務があるか
 有ぬ。安全会に対する負担金、これは当然
 児童が持つべきだ、というよりは安全会が
 した当時のようにした人です。

会計係

これは、2分の1は国庫、2分の1は市町村負担でございます。

4番

本人は全然負担はないですね、国児は。

会計係

取り消します。児童負担が2分の1、市町村が2分の1でございます。

4番

児童負担の分の支入はどうなりますか。

会計係

支入になります。

4番

支入において全部 貸付に形になる訳ですか。

会計係

はい。

4番

これは、2分の1の額を計上してあるということですね。児童負担の分をですね。

会計係

記入ではですね。

4番

記入では、この係が安全会の負担金と
いうことですね。

会計係

記入でございます。

9番

4番と関連しますけれども、教育費の使
用料、これは、市の使用料及び手数料条例
に該当する条例事項であるのか。これも教育
委員会が規則で定めておられるものであるが、市
の使用料、手数料条例の中には、教育諸
証明が入っているけれど、これは入ってありま
せん。条例事項かどうか。

会計係

条例事項でございます。

9番

条例事項、これは、条例にのせたいんですか。市
の使用料、手数料条例の中にございませ
ん。もし、これに該当するとすると、その他の証明
1件当り、50円にしかはらへん。の中には、教育使
用料というのはいりませんので、おそらく、
該当するとすると、その他の証明料、1件当り
50円にしか該当しませんけれども、今の二倍

は、おきりしてあります。

会計係

条例関係の担当は、仲林君がしておりますが、今幼稚園の設置についても条例事項でありますし、又外の諸証明は役所からの指示により、その手数料条例に50円という額で計上いたしましたので、さうお答え申し上げましたが、幼稚園の他のものも入る、入ってあるという事で、私もさうお答え申し上げましたが、総務課長から確認して、その幼稚園の分も入り込んでいるかについては申し上げたいと思います。

9番

は、おきりして下さい。提案者の方から条例事項だと解しますか。

総務課長

お答えいたします。ただ今の問題につきましては、条例事項でございます。それで、教育委員会と調整いたしまして、条例の方に挿入したいと思っております。これは、従来さういう条例事項につきましては、必要な措置は申し出るようにというふうに指示はしておりますけれども、今回の実態は向うとしては分りませんでしたので、さういふ見落しかがあるかとござります。

9番

先王の4番さんに対する、先王の答弁はど
ういうことですか。交換シート云々ということは
全部はいはせられると思っておりますが、条例事項で
あるならば。

議長

休憩いたします。(午前11時40分)

議長

再開いたします。(午前11時41分)

9番

又今の件は、早急に善処して頂くようお願い
いたします。もう一件、今使用料徴収関
係の問題が出ましたけれども、この予算案に
計上された規則、規程、条例以外の規則、
規程は教育委員会が公約にならなければならないと思
います。そして執行上、しっかりとある段階に
準備が整っているかどうか、5月15日までに公
約される準備ができていないかどうか。

教育委員長

お答えします。今準備を進めております。14日
までに決定するように準備をしております。

9番

準則に示された委員会の何は全部準備
されている訳ですか。

教員委員長

今現在は全部は今のところは準則によ
て今準備してあります。14日までにはやるようにし
てあります。

議長

10款の国庫支出金、11款の県支出金まで
あわせて、質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前11時44分)

議長

再開いたします。(午前11時45分)
12款の国庫収入、13款の県収入、14款
の繰入金、15款の繰越金、16款の諸収
入、17款の市債まであわせて、質疑を許し
ます。

議長

休憩いたします。(午前11時45分)

議長

再開いたします。

1番

41ページの繰越金、15款1項1目の繰越
金、17,967,000円の繰越を予定して計上され
ておられますか。これはたしか、去った5月4日の一般

会計補正予算の第4号の予算審議に当ても予備費が52,000ドル計上されておりますが、
少なしか聞いてない。この50,000ドルを繰越
繰越とすると考えられますが、50ドルの場合
合計254,000,000円になります。これは、
まだ繰越額が相当出るんじゃないかと
見受けられますが、いかがでございますか。

総務課長

お答えいたします。この17,967,000円につき
ましては、一応、決算の打ち切りに伴って繰
越、市中銀行からの借入する場合の繰越債が
ありまして、それは、事業の執行のいかんにかかわ
らず、一応、全額借入している分が5,000,
000円、繰越債が約13,000,000円を予定
している訳でございます。繰越債が約
40,000ドル見込んでおりますけれども、ご承
知のように先きの補正予算でも50,000ドル
の予備費がありまして、若干各費目におい
ても不用品額が出ると予想されますけれども
多量にとり、あと10,000ドル、3,000,000円
位は、繰越がふえるものと予想しております。

1番

予算執行状況を見れば、10,000ドル
以上の不用品額が出ると思っておりますが、総務
課長は約10,000ドルに予算して、3,000,000
円の繰越しが予想されるという答弁をござい

すすむ。後、4.5オドル、約25,000,000円は、
あるんじゃないですか。総務課長

総務課長

これは、3月で補正したのは、大体10.5ヶ月
の打ち切り決算をしての補正をしておりまう
で、何れほど多額な不用額が出るというこ
は、予想しておりません。と申し上げますのは、
4月に入ってから、一応5月14日を想定して
の右課の予算執行計画に基づいて、補正
をしていくので、これはどの位
い出るという見通しはつきませんけれどもな
ん万というふうな不用額は出ないんじゃない
かとかように考えております。

4番

学校土木事業に当住宅の建設等に対す
る予算が計上されておりますが、国庫の負担
する割合はどうか。てあります。教育負担金
の学校の建設負担金はどうか割合でこの
予算に計上してあります。

会計係

学校の校舎につきましては、10分の9でござい
ます。それから、幼稚園につきましては、3分の
2でございいます。小学校、中学校は10分の9
でございいます。

4番

土木事業につきましては、どういふ予算の計上
ですか。

都市計画課長

ご説明申し上げます。4月の方でございますが、
都市計画の補助金、この場合はですね、
街路事業の場合が80%、公園事業が50%
として、下水道事業が40%、それから公営住
宅第一種の場合が3分の2、第二種の場合
が4分の3となっております。次に区画整理
事業でございますが、これは90%の補助でござ
います。これは、^{管費処分金}を控除した
事業費の10分の9。

4番

全部清算した後の10分の9ですね。

都市計画課長

清算したとして、47年度は10分の9というところで
ね。

4番

はい、わかりました。下水道は4分の3の補助
ということですか。

都市計画課長

下水道事業について申しおくれましたので、下水
道事業はですね、10分の4の補助金で、特別
交付金として30%ございます。...

4番
この案で計上されている訳ですか。

都市計画課長
はいです。

4番
はい、わかりました。

13番
10款の国庫支出の児童福祉費負担金の
中で、諸聖徒保育園というのがありますか。こ
れは、どういうものですか。

厚生課長
お答えいたします。これは、諸聖徒と宗教法
人ですか。が、設置してあります。保育園が、政府
でいう認可保育所でありますので、これに宜野
湾市民の人があずけている場合に、いわゆる国
からも県からもこれにお金を出さう。いわゆる分
が、市町村に交付されてきて、それをもちて又、市
から、支出として出る訳でございます。今、現
3名を予定しております。

13番
市から出る訳ですか。

厚生課長
国から、県です、それから個人です、そして

4.1%は市も負担して出す訳です。それから福祉施設として認可された保育所です。この場合にはどの市町村でもそういうことになる訳です。この保育園にというよりは、お預けしている個人にです。保育園に直接やる人じゃなくて、経由して一応やる訳です。これだけ分引く訳です。

議長

休憩いたします。(午前11時58分)

議長

再開いたします。(午前11時59分)

4番

10款の国庫支出金で599,143,000円と県支出金18,550,000円の支出にあきまして、予算計上されておりますが、この年度で間違いない。この額は獲得で入る額であるかどうか、単なる数値の計上であるか、或いは間違いない。これだけは国庫支出金、県支出金と入ってくるという確信ができるかどうか。ご説明をお願い致します。36ページの国庫支出金と県支出金のそれぞれの額が計上されているんだが、その額が間違いない。入ってくる額であるかどうか。もう調整できて計上された額であるかどうか。

市長